

航空機燃料買入仕様書

- 1 件 名 航空タービン燃料油 (1号 JET A-1) 買入 (函館海上保安部) 予定数量15KL
- 2 目 的 本物品は、函館海上保安部が海上保安業務を遂行する航空機に供給する航空燃料を買入するものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、函館海上保安部が海上保安庁の航空機に供給する航空燃料について規定する。
- 4 品 目 航空タービン燃料油 (1号)
- 5 規 格 Jet A-1 : 石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又は海上保安庁燃料油類規格に適合するもの。
- 6 予定数量 別紙のとおり
- 7 納入場所 函館港に着岸中の指定船舶
- 8 納入方法 航空燃料専用ドラム缶で搬送し、指定場所に搬入する。
搬入の際は、受注者のトラッククレーンを使用すること。
燃料タンクへの搭載は当庁職員が行う。
燃料タンクへの搭載終了後は、空となったドラム缶を回収すること。
- 9 契約期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- 10 納入日時 官の指定した日時
- 11 そ の 他
 - (1) 上記6の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とする。なお、航空タービン燃料油にかかる単価改定については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。また、申請に係る手数料が発生した場合は、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求すること。
 - (4) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (5) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所を指定し、発注があった場合は、夜間・休日等にかかわらずこれに応じること。
 - (6) 現地での待機料については1時間単位での請求とし、30分以上は1時間とみなし、30分に満たない場合はこれを請求しないものとする。
 - (7) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または、利用してはならない。
 - (8) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する航空機から要求を受けた場合には、函館海上保安部管理課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (9) 燃料油価格激変緩和補助金が支給されている間は、支給された金額を毎月の請求金額と相殺し請求を行うこと。上記によりがたい場合は、別途通知する納入告知書により支払うこと。
 - (9) 支払いについては、一か月毎の支払いとする。
 - (10) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

内訳書			
	品目	規格	単位 予定数量
1	航空タービン燃料油	1号 JETA-1	ℓ 15,000
2	運賃		回 5
3	積込作業		回 5
4	現地待機料		時間 10